

適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

当院は人生の最終段階を迎えた患者様・ご家族等と、最善の医療・ケアを作り上げていくために適切な説明と話し合いをおこないながら、患者様ご本人の意思決定を尊重し、医療・ケアを進めるものとする。

* 人生の最終段階の定義

どのような状態が人生の最終段階かは、本人が抱える病気や年齢などによって異なる。がんの末期のように予後が数日～長くとも数ヶ月と予測される場合、慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良となっていく場合、多発性脳梗塞や加齢にともなう老衰など予後が数ヶ月から数年と予測される場合などがある。ご本人の状態に応じて、関わっている医療・ケアチームが判断の妥当性について検討していく必要がある。

2. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- 1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種（医療・介護従事者）から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である。
- 2) 本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いが繰り返し行うものとする。
- 3) 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行う。また、この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって決めておくものとする。
- 4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- 5) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛や、その他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
- 6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象とはしない。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

～人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする～

1) 本人の意思の確認ができる場合

- ① 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。その上で、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、本人の意思は変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行う。またこのとき、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行うものとする。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度文書にまとめておくものとする。

2) 本人の意思の確認ができない場合

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し本人にとっての最善の方針をとる。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い本人にとっての最善の方針をとる。また、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとる。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

- 3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置
上記1)及び2)の場合における方針の決定に際し、
- ① 医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
 - ② 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
 - ③ 家族等の中で意見がまとまらない場合や医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合などについては、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行う。
- 4) 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援
障がい者や認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り患者様ご本人の意思を尊重し反映した意思決定を家族及び関係者、医療・ケアチームやソーシャルワーカー等が関与して支援する。
- 5) 身寄りがない患者様の意思決定支援
身寄りがない患者様における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その決定を支援する。

附則 この指針は、令和6年 8月 1日から施行する。

令和6年 8月 1日
医療法人樹香会 たなか夏樹医院
理事長 田中 夏樹